



## 中国沿岸における食品廃棄物処理に関する規制

### ロスプリベンションのための提案

Huatai Marine は、中国海域における食品廃棄物の投棄により科せられる過料に関し、船舶からの食品廃棄物の処分に関する関連規則とその詳細について、クラブから照会を受けています。これを受けて、中国海域での食品廃棄物の処分に関する規則を紹介し、関連するロスプリベンションの提案をするため、本 Circular を作成しましたので、ご参考に供します。

### 食品廃棄物処理に関する中国の規制

中国で現在有効な国家規格は Discharge Standards for Water Pollutants from Ships (GB3552-2018) です。これは the Effluent Standard for Pollutants from Ship (GB 3552-83)に代わり、2018年6月1日に発効されました。GB3552-2018 には、有害液体物質、下水、食品廃棄物などに関する要件が明記されています。詳細については Huatai の Circular、PNI[2018]11 をご参照ください。

#### 排出要件

中国は MARPOL 条約の加盟国であるため、食品廃棄物処理に関する中国の規制内容は基本的に同条約と一致します。具体的な要件は以下のとおりです：

船舶が最も近い陸地から 3 海里以内の地点にいる場合、食品廃棄物は受け入れ施設にて収集されます。船舶が最も近い陸地から 3～12 海里の地点にいる場合、粉砕機（コミニューターやグラインダー）を使用し、排出前に直径 25mm 以下の大きさとしなければなりません。最も近い陸地から 12 海里を超える

水域では粉碎しないで排出が可能です。

『最も近い陸地』とは、最も近い領海基線を指します。

### **行政処分**

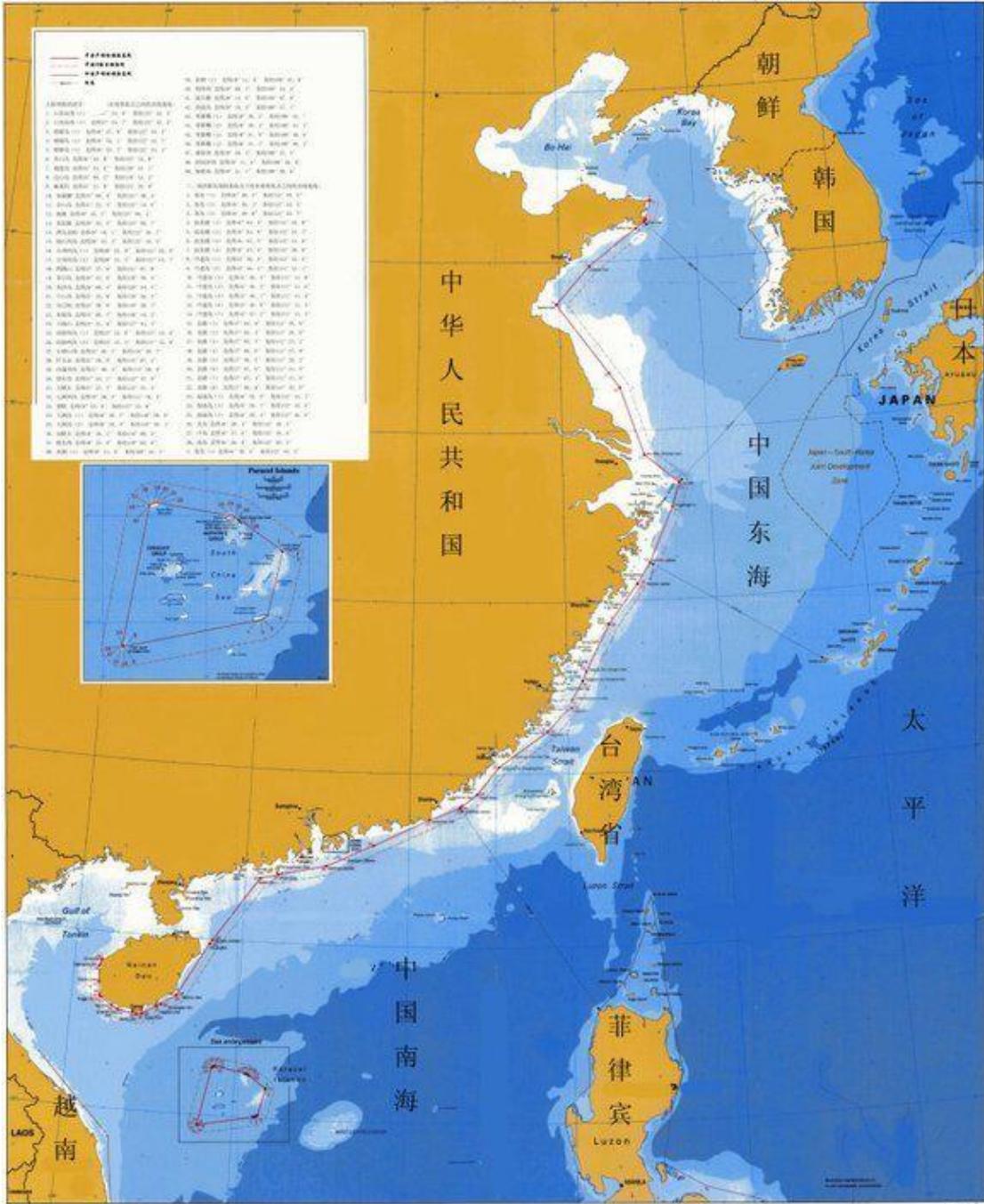
海洋環境保護法（Marine Environment Protection Law of the People's Republic of China）第73条（1）および（2）により、当該法で排出が禁止される海洋汚染物質またはその他の物質を海に排出した場合、3 万元以上 20 万元以下の罰金が科されます。この法律に従った汚染物質の排出を行わなかった場合、または排出基準を超えて汚染物質を排出した場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金が科されます。

海事行政処罰規定（Provisions of the People's Republic of China on Marine and Maritime Administrative Penalties）第38条（1）および（2）によると、海洋環境保護法により排出が禁止される汚染物質またはその他の物質を沿岸水域にて排出した場合、3 万元以上 20 万元以下の罰金が科されます。海洋への汚染物質排出の際に海洋環境保護法に従わなかった場合、あるいは基準値を超えた量の汚染物質を排出した場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金が科されます。

## **見落とされやすい排出禁止エリア**

### **中国政府公表の領海基線**

排出が許可される地点までの距離は、船舶から陸地までではなく、中国政府公表の領海の基線から計算されます。中国政府公表の領海の基線の座標については、添付別紙をご参照ください。概略は以下の図のとおりです。



## 渤海

渤海海域の基線は公表されていませんが、Huatai のこれまでの経験上、中国 MSA により規制が施行される場合には Lao Tie Shan の西と Pengai Jiao を結んだ線（下図、赤の点線）より西側が内水とされ、船舶からの廃棄物の排出が禁じられています。



## 2020 年以降の廃棄物の排出に対する過料が科されたケース

### 概況

Huatai で把握しているデータによると、2020 年～2022 年の間に発生した廃棄物の排出対し過料が科されたケースのうち、約 23% は食品廃棄物の不法投棄によるものです。このうち 70% は渤海で発生しており、黄海、東シナ海、南シナ海はそれぞれ 10% を占めています。また、過料の最高額は 70,000 元、最も低いケースでは 30,000 元で、1 件あたりの平均額は 43,000 元でした。

### 廃棄物の排出に関し過料が発生するケースの特徴

データを分析してみると、多くのケースで MSA 職員による検査の際に、廃棄物記録簿に記載される排出場所が最も近い陸地から廃棄場所までの最小距離要件を満たしていないことが判明した際に過料が発生していることがわかりました。2020 年以降中国 MSA では、防疫上の理由から、乗船検査の代わりにリモート PSC 検査が行われています。このことから、検査の際には証明書と記録の有効性と正確性、およびこれらの記録による違反の有無により多くの注意が払われています。廃棄物の不法投棄の主な原因は、乗組員が船舶の位置を把握していない、中国海域の基線を把握していない、渤海が中国の内水であり廃棄物を排出してはいけないことを理解していないことなどが挙げられます。

## ロスプリベンションのための提案

1. 中国に寄港、あるいは中国から出航の際、乗組員は上記の排出禁止エリアに注意してください。
2. 船舶は、1973年のMARPOL条約の規則10、附属書Vの3.1～3.4項（1978年の議定書による修正）の要件に従い、廃棄物の排出または処理に関し、正確な記録を保持するものとされています。廃棄物記録簿は、最後の記入日から最低2年間は船内で保管し、所轄官庁による確認、検査の際にはすぐに提出できる状態にしておかなければなりません。
3. 中国に寄港する際、あるいは中国の沖合を航行する際、船舶の航海士は、中国政府の公表する領海基線（the Declaration of the Government of the People's Republic of China on the Baselines of the Territorial Sea of the People's Republic of China : Huatai のサーキュラー原本の添付をご参照）に従って、基線の座標をECDISに直接プロットし、排出禁止エリアを視覚的に認識することで、廃棄の際、船舶の位置と最も近い基線との距離が要件に違反することの無いよう努めることが推奨されます。

ご不明な点がございましたら、Huatai Beijing ([pni.bj@huatai-serv.com](mailto:pni.bj@huatai-serv.com))または最寄りの支店までお気軽にお問い合わせください。

以上